

第1章 相続法改正を契機とした普通預金規定の見直しについて

沖野真巳

1 はじめに

本稿は、平成30年（2018年）の相続法改正（平成30年法律第72号による民法の改正を指す）を契機として、普通預金規定の見直しの要否について、検討するものである。

預貯金者が死亡した場合に、預貯金債権や預貯金契約がどのような承継の経過をたどるかについては、判例の変遷があり、相続法改正が進行中であった平成28年には従来の扱いを変更する最高裁決定（後述）が出されたものの、問題の全面的な解決には至らず、相続法改正において、同決定を踏まえつつ、相続開始後遺産分割前の預貯金の払戻し等に関する規定が新設されるとともに（民法909条の2）、預貯金債権の仮分割の仮処分の要件が緩和された（家事事件手続法200条3項）。また、この間のそれ以外の預貯金債権の払戻しにも対応した遺産分割における遺産の範囲の擬制に関する規定が新設された（民法906条の2）。

一方、現在、預金名義人の死亡の場合の扱いについては、そもそも、普通預金規定に定めがない。しかし、預金者死亡の場合の預金契約や預金債権の扱いについては、むしろ預金規定で明確にしておくのが望ましいと考えられる事項も存在すると思われるところ、特に、909条の2による払戻しについては、その範囲をどう割り付けるのかなど、法律の規定上は明確でない部分があり、それらの点を明らかにしておくことは、預金契約・預金債権をめぐる法律関係の安定のために望ましいと思われる。そこで、以下では、普通預金規定に限定して、相続に対応して、普通預金規定に盛り込むべき事項がないか、という観点から、検討することとしたい。なお、以下、特に断らない限り、単に「預金」とする場合も、専ら、普通預金を念頭に置く。

2 普通預金契約の性質と共同相続

(1) 2つの最高裁の判断

まず、普通預金契約の性質について確認しておこう。普通預金契約の性質について、注目されるのは、近時の2つの最高裁（①最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁、②最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁）の判断である。いずれも、預金者が死亡して共同相続が生じた場面の問題を扱ったものであるが、その前提として、預金契約の性質について判示している（以下の判決文中の下線は筆者による）。

①最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁（預金取引記録開示請求事件）（以下、「平成21年判決」という。）

「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含ま

れている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法 645 条、656 条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるといえることができる。

したがって、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である。

そして、預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法 264 条、252 条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。」

②最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2121 頁（遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件）（以下、「平成 28 年決定」という。）

「預貯金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが、預貯金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預貯金の返還だけでなく、振込入金の受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている（最高裁平成 19 年（受）第 1919 号同 21 年 1 月 22 日第一小法廷判決・民集 63 卷 1 号 228 頁参照）。」

「普通預金契約及び通常貯金契約は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1 個の預貯金債権として扱われるものである。また、普通預金契約及び通常貯金契約は預貯金残高が零になっても存続し、その後に入金が行われれば入金額相当の預貯金債権が発生する。このように、普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1 個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異なるといふべきである。すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。そして、相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了してい

ない以上、その額は観念的なものにすぎないというべきである。預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。」

②の平成 28 年決定は、①の平成 21 年判決を引用し、普通預金契約が消費寄託部分と委任ないし準委任部分とをあわせもつものにとらえている。さらに、平成 28 年決定は、普通預金契約の消費寄託部分につき、2 層からなることを明らかにしている。すなわち、それは継続的契約であって、「口座」として管理される基本契約ないし一種の枠契約というべきもの（ただし、枠契約という語は用いていない。）が基本にあり、そのもとで、個々の預入れや入金がされ、そのたびに、個別に消費寄託契約が成立するという構造である。また、「口座」として管理される基本契約ないし枠契約は、たとえ預金残高がゼロになっても存続する。そして、預金債権は、個々の預け入れ・入金によって既存の預金債権と合算され、合算された残額での 1 個の預金債権が成立する更改的なもの（ただし、更改や更改的という語は用いていない）にとらえている⁽¹⁾。

（２）預金者の死亡の影響

（１）の 2 つの最高裁の判断によれば、普通預金契約は、消費寄託と委任・準委任との複合的な性質を有する継続的な契約であって、特に消費寄託部分については、枠契約としての性質を有し、そのもとでは入金ごとに複数の消費貸借契約が成立し、かつ、枠契約たる普通預金契約ないし「口座」のもとで成立する預金債権は、預入れ・入金による更改を繰り返す、常に 1 つの預金債権である。

預金者は、消費寄託の寄託者であり、委任・準委任契約の委任者の地位に立つ。消費寄託の場合は、寄託者の死亡は、消費寄託の終了をもたらさないが、委任者の死亡は委任の終了原因である（民法 653 条 1 号）。いずれも任意規定であるから、契約で異なる定めをすることは可能であるが、その旨の特約がなければ、寄託者の死亡により、相続人は、寄託者の地位を承継し、寄託契約上の寄託者としての地位、および、寄託契約にもとづく目的物返還請求権（普通預金の場合は、金銭債権）を有する。また、委任者の死亡により、委任・準委任契約は終了するから、相続人は、委任・準委任契約上の委任者としての地位は、契約終了後のその範囲で有するにとどまり、委任契約にもとづいて（その終了に伴い）生じる債権を有することになる。ただし、委任者の死亡による終了後も、受任者は、急迫の事情があるときに、必要な処分をしなければならず（民法 654 条）、また、委任者の死亡による終了は、受任者に通知をするか、受任者が知っていたときでなければ、受任者に対抗できないから、委任者（つまり預金者）の死亡を知らずにした事務処理の効果を受任者（つまり銀行等）は、

(1) なお、個々の払戻しや出金は、既存の預金債権の（一部または全部）履行となり、それによって対応する部分の債権債務が消滅すると解される。

委任者（その承継人）に対抗でき、その限りでは、委任者の相続人は、委任契約上の当事者としての権利義務を有することになる。

普通預金契約の枠契約としての側面に着目した場合、それは、消費寄託をベースとするものであることからすれば、預金者の死亡は直ちに契約の終了をもたらさないとも言えようが、問題となるのは、継続的契約が終了することはないのか、さらに、そのもとでの継続的な債権の発生と入金等のたびに変動する債権の変動が、いわば結晶化・固定化することはないのか、である。平成 28 年決定は、明らかにそのような立場をとっておらず、預金者の死亡によって、継続的契約は終了することはないし、債権発生や預金債権についての浮動状態が結晶化・固定化することもない、ととらえている。ただし、そのとらえ方は必然ではない⁽²⁾。

（3）共同相続

複数の相続人が預金契約の預金者の地位を相続により承継する共同相続の場合、遺産分割によって単独の相続人の帰属となることがありうるが、遺産分割による最終帰属確定前の状況は、少なくとも、口座として管理される継続的契約である預金契約は、共同相続人全員に帰属し、その帰属の態様は「準共有」となる。そして、その解約は、共同相続人全員で行わなければならない。

一方、口座残高に対応した預金債権は、平成 28 年決定によれば、共同相続人全員に帰属し⁽³⁾、預金契約が死亡により終了しておらず、また、解約もされていない場合は、預金契約上の債権として残高が変動するという性格も消滅しておらず、観念的に算出される預金者の死亡＝相続開始時における法定相続分相当額に応じて、当然に分割されることにはならない⁽⁴⁾。

-
- (2) この点については、預金者の人的属性を重視することで、預金者・顧客の死亡による継続的契約は終了し、それをもって「口座」のもとでの預金債権の浮動状態も終わり、いわば預金債権は結晶化・固定化するとみることも、できなくはなかろう。特に、規制的な面から、相続を介して新たな預金者が登場することについて、新規の預金契約の場合に要請される確認やスクリーニングを行う必要も認められるように思われる。もっとも、それは、当然終了ではなく、確認・スクリーニング後の、必要に応じた停止・終了で足りるとも言えよう。
- (3) 平成 28 年決定の多数意見は、契約上の地位についてと異なり、預金債権については「準共有」という性質決定を明示していない。共同相続人全員に帰属する預金債権の帰属態様については、中田裕康「共同相続された預金債権の法律関係」金融法務研究会報告書(36)『最高裁大法廷決定（平成 28 年 12 月 19 日）を踏まえた預金債権の相続に関する諸論点』第 1 章・1 頁を参照。
- (4) 平成 21 年判決は、共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得する、としていた。平成 28 年決定は、先の最高裁の判断を変更しており、判例変更の対象として、最高裁平成 16 年 4 月 20 日裁判集民事 214 号 13 頁を明示し、かつ、「その他上記見解と異なる当裁判所の判断」としており、平成 21 年判決のこの部分の判断は、平成 28 年決定によって、もはや維持されていないものと解される。

3 預金者の死亡への対応

(1) 実務上の扱い

銀行（金融機関）では、預金者の死亡の場合には、次のような取扱いをしている（ものと想定される）。

預金者の死亡が銀行に判明したときは、銀行が預金者の死亡を知ったその時点から過渡的対応として、出金停止措置がとられる。また、入金についても基本的には受け付けられない⁽⁵⁾。この意味で、口座は、凍結され、流動性を失うことになる。

共同相続人が全員で、払戻しを請求するなどの「正当な」権利行使があったときは、その正当性を確認のうえ、払戻し（預金債権の弁済）が行われる。預金契約を維持して、契約名義を変更する（契約上の地位の移転・承継）ことは、基本的には、想定されていない⁽⁶⁾。したがって、普通預金の遺贈⁽⁷⁾の場合も、払戻しを行い、受贈者の要望に応じ、新たな口座を開設する（口座番号を付与する）のが通常である。ただし、例外的な扱いはあり、例えば、預金者が所有し、賃貸する不動産の賃料収受口座であるなどの、口座番号を維持して預金者を変更する扱いをすべき、特別な事情があるときは、それに応じている。

委任・準委任の要素の部分についても、一旦、口座を凍結する形となるため、この間に予定されていた、自動引き落とし（出金関係）や定期的な払込み（入金関係）も、受け付けられないことになる。上記の賃料収受口座であるなどの、定期的な払込みの口座としての便宜を維持する観点から、暫定的な停止措置の期間を経たうえで、再開することは、ありうる。

(2) 実務上の扱いの法律構成

問題となるのは、実務上の取扱いが、どのような法律構成によっているのか、換言すれば、預金者の死亡がもたらす契約関係への影響をどう想定しているのかである。

-
- (5) 被仕向銀行は、仕向銀行を通じて振込依頼人に対して入金することの可否を確認し、併せて、相続人全員の了解が得られるときは入金処理を行い、相続人が入金を了解しないときは入金不能を理由に振込金を仕向銀行に返却する処理が一般的であるという（大村敦志＝窪田充見編『解説民法（相続法）改正のポイント』（有斐閣、2019年）184頁〔中原利明〕）。もっとも、この処理のためには、預金者の死亡だけではなく、相続人の範囲等が判明していることが必要であり、それが判明していない段階での入金処理は、これでは対応できないことになる。ただし、平成21年判決から、預金契約上の地位が共同相続人全員に帰属し、その意味は、預金契約を承継し当該預金口座を利用して取引を継続する地位が共同相続人全員に帰属していることになるから、被相続人の預金口座が存在する場合は振込金を入金することも考えられる、とはされている（同）。もっとも、預金契約上の地位が上記のようにとらえられるとしても、その相続において、それがパッケージで包括的に承継されるのか、共同相続人に何が帰属するのか、自体も検討の余地がある。
- (6) ただし、定期預金については、名義書換えによる対応も行われているようである。
- (7) 預金契約の遺贈であるのか、預金債権の遺贈であるのかという問題はあるが、遺言者の意思として、預金契約と切り離して預金債権を遺贈するという趣旨ではなかろう。

A. 消費寄託と出金停止

まず、出金停止措置については、消費寄託は寄託者の死亡によって終了しないというデフォルト・ルールを前提にすると、契約が存続しているが、権利者を直ちに確定できない状態にあるため、正当な権利者による権利行使であると確認できるまで、払戻しに応じないという対応をしていると考えられる。しかし、正当な権利行使であった場合（共同相続人全員の同意にもとづいていたときなど。また、改正後は、民法 909 条の 2 による場合があり、平成 28 年決定よりも該当する場合が拡大する）は、請求に直ちに応じなかったときは、金銭債務の不履行であって遅延損害金が発生する。それは約定がない以上、法定利率によって算出されることになろう。したがって、現行の実務が、遅延損害金として法定利率（民法 404 条により 3%）に相当する金額の支払いをしていないのだとすれば、それを基礎づけるための約定が必要であろう。すなわち、出金停止措置自体が、債務不履行とはならないことを基礎づけるための条項を設ける必要がある⁽⁸⁾。

これに対し、出金停止の根拠を、消費寄託の終了に求めることもできる。とりわけ、継続的契約であり、そのもとで個別の契約の成立を繰り返し、預金債権の発生と消滅や残高の変動を繰り返す普通預金の関係において、寄託者の死亡により、一旦契約は終了し、預金債権は固定化するのであり、出金停止とは、それをもたらす作用であると考えられることもできなくはない。寄託者・預金者の死亡は、普通預金口座の流動性を失わせ、受寄者・金融機関がその事実を知ったことによって、固定化が生じる（すなわち、死亡によって固定化が生じるが、相手方たる受寄者・金融機関がそれを知るまでは、対抗できない結果、固定化は、金融機関が知った時を基準として生じる）と考えることができる。もっとも、この場合も、固定化した預金債権についての払戻しが債務の履行として必要であることに変わりはなく、遅延損害金の問題は残る。何より、この立場は、平成 28 年決定のとるところではないだけに、終了自体について約定が必要であるし、また、その場合に債務の履行としてどれだけの金額の支払いを必要とするのかについても約定が必要になる。

また、預金者の死亡による、普通預金債権の自働固定化、消費寄託の自働終了という構成をとるときは、賃料収受口座である場合などの例外的処理の法律構成が問題となる。この点については、自働固定化、自働終了に対し、合意による継続措置とその遡及として、構成することが可能であろう⁽⁹⁾。もっとも、多分に個別合意によるものであるから、預金規定に一般的にそのための受け皿となる定めを設ける必要性は低いと考えられる。そうはいつても、預金規定にそのような可能性を書き込むことは、事前の情報提供の意味はあろう。

-
- (8) 預金者が誰か、その同一性と属性は、公法的な規制の観点からも重要であることを考えると、その面からも、相続によって当然に預金者が切り替わることに対応する仕組みが、私法上の預金契約関係に組み込まれる必要があるように思われる。
- (9) 生命保険契約の保険料不払いによる自働失効に対する回復（契約の復活）なども想起される。合意によりそのような、いったんは契約が終了しながらも復活する仕組みを作ることはここでも可能であろうし、終了を解除条件付と構成する（かつ条件成就の効果は遡及する）などが考えられるのではないだろうか。

B. 委任・準委任⁽¹⁰⁾

第三者からの振込みや第三者への送金・自動引落としなどの委任・準委任部分については、実務上の取扱いが、基本的には、預金者の死亡により、その後の継続はない、というのであれば、民法上のデフォルト・ルールは、委任者の死亡による終了であるから、一種のパッケージとしてそのような委任・準委任の部分があるときも、当該部分については終了するのがデフォルトであると考えることができる。契約内容によっては、他の部分（消費寄託部分）との結びつきから、消費寄託部分が主であり、その運命に連動するという考え方もとりうるが、委任・準委任の要素の部分は、消費寄託を基礎としつつもプラスアルファの役務提供であるから、消費寄託に対し、分離性・独立性を認めることができるように思われる（単純な消費寄託のみに商品性が転じるということになるだろうか）。

この部分が終了したままでよいのであれば、デフォルトは消費寄託とは逆になる。また、賃料收受口座のような場合に、継続する必要があるときは、継続する旨を定めることが考えられるが、これは、個別の合意によってそうしているということであろうから、普通預金規定一般の形で対応する必要はなからう。

委任・準委任の要素の部分については、取扱いが停止または終了することにより、入金予定であった金銭が入金されず、債権者側の事情（受領拒絶）によるものとして遅延損害金も取得できず、債務の履行を得ることが遅れることによる損害が預金者（その承継者）に生じる。また、引落としについては、債務者として履行が遅延することになり、遅延損害金分の損害が、預金者（その承継者）に生じる。このような事情を考えると、委任・準委任終了後の応急措置（民法 654 条）として、承継者が対応できるようになるまで、これらの扱いを継続する必要や義務や受任者にあるのではないかが問題となりうる。

もっとも、政策的には、入金する債務者や引落としにより支払を受ける債権者は、それぞれの債権者や債務者の死亡の事実（あるいは、債権債務の存在）を知らず、預金についての凍結ゆえの処理によって、死亡を知る契機ともなり、その後の対応が可能となる面がある（たとえば、クレジット会社がクレジット債権の回収について相続人に対して、権利行使をするなど）。そのため、そういった普通預金という「財布」をめぐる関係者の権利の行使や義務の履行における影響や役割を考えると、むしろ、預金者の死亡を間接的に知らせる発信措置としての意義もあるものであり、取引停止措置は望ましいとも思える。そうだとすれば、そのための、契約上の基礎を設けておくことが、考えられてよいように思われる。

（3）実務上の扱いを実現するための契約条項

以上からすれば、普通預金規定には、次の事項について定めを設けることが検討されてよいのではないかと。

- ①預金者の死亡により、普通預金の入出金を停止することを基礎付ける条項

(10) 預金者の死亡による委任・準委任的性質の部分への影響やその後の法律関係については、山下純司「預金者死亡後の預金契約における委任的性質」前掲注(3)金融法務研究会報告書(36)56頁・第5章参照。

②預金者の死亡について金融機関が通知を受け、または、それを知った時の残高の預金債権（または、それに加えて、払い戻しまでの普通預金利息による金銭の支払い）をもって払出しを行う条項

なお、知ったかどうかは、紛争の種となりかねないことから、所定の方式による届出があった時に限定するなどの方法も考えられ、それを明記することも考えられる。

③②の払出しは、正当な権利者による権利行使を確認できたときに行う旨の条項

その確認措置にどのようなものが必要かを、例示する（かつ、一般条項で受ける）ことも考えられる。

また、このほか、賃料収受口座であるような個別の事情に応じた別扱いの余地を想定して、次の条項を設けることも考えられる。⁽¹¹⁾

④預金者の承継者との間の合意により、預金契約を継続することがありうる旨の条項

4 相続法改正と普通預金契約・普通預金債権

2018年の相続法改正の項目のうち、特に、普通預金契約・普通預金債権に何らかの影響や関係が生じるものとして、対応の要否と要する場合の内容を検討すべき事項として、次の諸点が考えられる⁽¹²⁾。（なお、対応が考えられるにしても、それをさらに預金規定で手当てすべきかは、また別である。）

①平成28年決定への対応（前述）

①共同相続における遺産分割前の預金払戻し請求（民法909条の2）への対応

②①を超える「便宜払い」の可能性

③遺産分割前の（無権限）払戻しへの対応（民法906条の2参照）

④遺産分割による帰属決定への対応（民法899条の2）

⑤遺言による預金の処分（民法899条の2参照）への対応

⑥遺言執行者による権利行使（民法1014条2項・3項）への対応

⑦遺言書保管制度の利用

⑧遺留分制度の見直しの影響

⑨保全処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法200条3項）への対応

(11) このほか、実務上の扱いを基礎づけるという観点から、次のような条項も考えられなくはない。すなわち、⑤①の入出金の停止により、預金者（その承継者）に損害が発生したとしても、免責される旨の条項や、⑥預金者の死亡後、それが判明される前に払出しがされたときの扱いを定める条項である。⑤については、どこまでの義務を負うかを定める②の半面の規定ということになる。また、⑥については、金融機関との関係では、消費寄託部分については②により、また、委任・準委任部分については死亡という終了事由の対抗（民法655条）により、対応はされることになる。

(12) 相続法改正の概要については、堂蘭幹一郎・笹井朋昭・神吉康二・宇野直紀・倉重龍輔・満田悟・秋田純「相続法改正の概要（1）～（4・完）」NBL1133号4頁、1135号32頁、1137号86頁、1139号51頁（2018）、竹下慶・河瀬貴之「法務局における遺言書の保管等に関する法律の解説」NBL1137号94頁（2018）、参照。

以下では、このうち、①、②をとりあげる（後述5、6）。その前に、③、⑦、⑧、⑨について言及しておこう⁽¹³⁾。

③については、906条の2は、遺産分割前に共同相続人の1人が他の共同相続人の同意を得ずに遺産に属する財産を処分した場合に、遺産分割時に存在しない財産であっても、共同相続人の全員が遺産分割の対象に含める旨の合意をするならば遺産分割の対象として具体的相続分の実現などを行いうること、当該処分をした共同相続人の同意は不要であることを定めており、基本的に、共同相続人間の公平を図るための規定である。財産処分には、普通預金の払戻し（それによる債権の消滅）が含まれる。当該規定自体は、相続人間の利害調整のための規定である⁽¹⁴⁾。預金債権の債務者であり払出しを行った金融機関との関係では、無権限払戻しであれば、表見受領権者への弁済の問題となる。906条の2の創設は、この点に影響を与えるものではない。

⑦については、遺言の存否およびその内容は、普通預金債権や普通預金契約の帰属主体に影響しうするため、権利行使者が、正当な権利者による権利行使であるのかの確認にあたり、遺言の存否や内容の確認が必要となるところ、法務局に自筆証書遺言書の保管制度が設けられた（「法務局における遺言書の保管等に関する法律」平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）ことは、この確認にとって意味をもつ。すなわち、権利行使者に対し、その点での確認書類の提示を求めることが考えられる。なお、保管されている遺言書の存否や内容については、関係相続人等が、遺言者の死亡後に、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明する「遺言書情報証明書」の交付を請求することができる（遺言書保管法9条1項）。また、遺言書保管所に関係遺言書の保管の有無を証明する「遺言書保管事実証明書」の交付は、何人も交付を請求することができる（遺言書保管法10条）から、金融機関自らが、遺言書保管事実証明書の交付を請求できるようにもみえるが、「関係遺言書」とは、自己が相続人、受遺者、遺言執行者等の関係相続人等に該当する遺言書であり、遺言書保管事実証明書によって明らかになるのは、請求者が遺言者の関係相続人等に該当する遺言書（関係遺言書）が遺言書保管所に保管されているか否かである。可能性としては、金融機関が遺言執行者や受遺者となる可能性が排除されていないが、金融機関を遺言執行者としたり受遺者とする遺言を金融機関に知らせずに作成することは一般には考えにくいし、そのような場面はいずれにせよ預金契約の相手方および預金債権の債務者としての金融機関の対応という問題ではない。したがって、金融機関は、通常、交付請求をしても、請求者にとっての関係遺言書は保管されていないという内容の遺言書保管事実証明書の交付を受

(13) ⑤、⑥については、加毛明「民法（相続関係）改正と遺言による普通預金の承継」前掲注(3)金融法務研究会報告書(36)第6章・67頁、本報告書の松下論文、加毛論文を参照。④～⑥に関しては、事務処理上、権利・権限行使に際して、提示や提出を求める書類等について明確にしておくことが、考えられる。

(14) 堂蘭幹一郎＝野口宣大『一問一答新しい相続法』（第2版）（商事法務、2020年）93-94頁。

けるにとどまるから⁽¹⁵⁾、権利関係の確認のために、自らこの証明書の交付を請求することは義務づけられないことはもとより、期待もされない。権利関係の確認のためには、相続人に対して、遺言書保管事実証明書の提示を求めることになるろう。

⑧については、遺留分制度の見直しにより、その行使が物権効を有する遺留分減殺請求権から、遺留分侵害額の金銭債権を相続人に対して有するという遺留分侵害請求権へと、性質が変更された(民法 1046 条 1 項)ことに伴い、改正前の、遺留分減殺請求権の行使の結果、預金債権の権利者に交替が生じる、あるいは生じている可能性がなくなった。普通預金債権の行使や普通預金契約上の地位にもとづく権利行使について、正当な権利者の権利行使であるかについての、確認事項が 1 つ減じたと言うことができよう。

⑨については、家庭裁判所による保全処分であり、金融機関としてはそれに対応していくことになる。本分割における判断は、仮分割の判断に拘束されるわけではなく、改めて、仮分割された預貯金債権を含めて遺産分割の調停・審判がなされるとされているから⁽¹⁶⁾、仮分割と異なる判断が本分割で行われうるが、その場合も、仮分割に応じてなされた預金の払戻しは、債務の本旨に従った履行であって、その後の本分割により、金融機関との関係で、弁済の効果を妨げられることはない⁽¹⁷⁾。

5 共同相続における遺産分割前の預金払戻し請求(民法 909 条の 2)への対応

(1) 改正の内容

共同相続の場合には、相続開始後遺産分割前の普通預金契約および普通預金債権について、ともに共同相続人全員に帰属し、共同相続人全員で解約しない限り流動性は失われないということが平成 28 年決定により明らかにされている。また、このことは預金債権の行使についても、全員で請求する、あるいは少なくとも全員の同意がない限り、その行使はできないというのが、平成 28 年決定の示すところである。同決定を前提としつつ、相続人の資金需要への迅速な対応の必要から、民法 909 条の 2 に、家庭裁判所の判断を経ずに、預貯金の払戻しを認める方策が定められた⁽¹⁸⁾。

すなわち、各共同相続人は、原則として、遺産に属する預貯金債権のうち、相続開始時における債権額の 3 分の 1 に、当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分を準じた額について、単独でその権利を行使することができる。用途は問わない。典型的に想定されるのは、葬式費用、医療費、税金、生活費などであるが、相続人のごく個人的な用途である場合で、それを金融機関が知ったとしても、用途に限定はない以上、また、逐一用途を確認することは迅速性を妨げるから、払出しを拒絶することはできないと解される。

権利行使のできる預貯金債権の割合および額は、個々の預貯金債権ごとに判断される⁽¹⁹⁾。

(15) 堂蘭＝野口・前掲注(14) 241 頁。

(16) 堂蘭＝野口・前掲注(14) 84 頁。

(17) 大村＝窪田・前掲注(5) 71 頁〔宮本誠子〕。

(18) 堂蘭＝野口・前掲注(14) 68 頁～69 頁。

(19) 堂蘭ほか・前掲注(12)(2) NBL1135 号 34 頁、堂蘭＝野口・前掲注(14) 70 頁。

また、1つの金融機関に対して権利行使のできる額の上限が、標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式費用の額その他の事情を勘案して、政令によって定められることとされており、150万円と定められている（909条の2、「民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める法務省令」平成30年法務省令第29号）。

909条の2前段にもとづき、払戻しがされた場合、権利行使がされた預貯金債権については、その権利行使をした共同相続人が遺産の一部分割によりこれを取得したものとみなされ、状況に応じ精算（清算）義務が課される（同条後段）。

以上のように、民法909条の2は、各共同相続人に、所定の上限のもとで、預貯金債権について、単独で権利行使ができる権能を認め、それを行使した場合の結果について、一部遺産分割による取得とみなすという構成をとっている。

この構成は、普通預金について、普通預金債権は当然に分割されないが、一部について法定の権利行使権能を認めるものであり、また、同条後段は、払出しを受けた金銭の保持について、一部遺産分割による取得みなしを用意することで、それを保持する権能と、遺産分割によるさらなる調整措置の余地を用意するものといえる⁽²⁰⁾。

（2）対応

民法909条の2のもとでの各共同相続人の権利行使の法律構成⁽²¹⁾については、そもそも、普通預金債権や普通預金契約について、預金者の死亡により、それらがどのような状態になるかの作り方によって、若干の違いがありうる。

実際の取扱い、ひいては、そのための普通預金規定の定めにとって、重要なのは、むしろ、909条の2の権利行使の権限の有無とその範囲をどのように確定し、判断するかである。909条の2の規定の適用のために、金融機関にどのような資料を提示する必要があるかは、法定されておらず、この点の具体化は、普通預金規定で図りうるものである。

立案担当者解説では、①被相続人・預金者が死亡した事実、②相続人の範囲、③払戻しを求める者の法定相続分がわかる資料の提示が必要になること、具体的には、これらの事実を証する戸籍や法定相続情報証明書が、該当すると指摘されている⁽²²⁾。

(20) これに対し、仮に、預金者・寄託者の死亡により、普通預金債権は固定化し、かつ、普通預金契約は終了するという法律構成をとるときは、909条の2前段は、そのようにして固定化した金銭債権の一部についての権利行使ということになる。多少問題となるのは、固定化は、死亡を事由とするが、金融機関が死亡の事実を知った時（または、所定の方法によって金融機関に通知された時）の残高をもって固定化するという扱いとする場合の、909条の2が相続開始時の債権額を基準としていることとの関係である。しかし、909条の2の債権額は、上限を画するための算出上の基準であって、実際の額がその時点以降の入出金によって増減があった場合、特に、出金によって減少していた場合に、実際の残高債権額を超えた払戻義務を認めるものではないから、この間の齟齬は、実際の問題とはならないと考えられる。

(21) この権利行使、ひいては相続人の権能・権限の性質について、堂蘭＝野口・前掲注（14）78頁。

(22) 堂蘭ほか・前掲注（12）（2）NBL1135号35頁、堂蘭＝野口・前掲注（14）68

このほか、遺言がないこと、あるいは遺言があるときはその内容についても提示を求めることになる。「遺言書保管事実証明書」や「遺言書情報証明書」の提示やその写しの交付を求めることが考えられよう。(公正証書遺言について、ネットワークがあり、検索が可能であるなら、それについての証明書の交付なども考えられよう。)

金融機関内部の事情として、総額 150 万円の範囲にとどまることの確認も必要となるから、相続開始後の払戻状況について、支店をまたがって、情報共有のシステムを構築する必要があるし、それによる確認に一定の期間を必要とするなら、そのための猶予期間を設けることも考えられる(2 営業日以内に支払うなど、だろうか)。

対象となる預金が複数あるとき、上限に達するまで、どの口座からいくら払い戻しを得るかは、請求をする相続人の判断に委ねられる⁽²³⁾。そのため、たとえば、3 つの支店にそれぞれ普通預金口座があり、3 つの普通預金口座に 120 万円ずつ総額 360 万円の預金残高が相続開始時にあった場合も、「120 万円×法定相続分」を特定の 1 つの普通預金口座から払い戻すことはできない。請求する相続人の便宜にはかなうものの、権利行使の上限額が共同相続人間の公平の確保の観点から設けられていることからすれば、普通預金規定において異なる定め(例えば、当該銀行全体で存在が確認された預金の相続開始時の残額の総計を基準とすることができるといった定め)を置くことは許容されないと考えられる。他方で、相続人の判断のための情報提供が一定範囲で(他の預金の存在など)必要になると思われる。

また、上限を超えた払戻しであった場合⁽²⁴⁾や、権利者でない主体(相続人でなかった、遺贈や特定承継の遺言があった、遺産分割済みであったなど)に払い戻した場合は、表見受領権者に対する弁済(民法 478 条)として保護されることになるが、どのような資料を確認すれば、注意を尽くしたことになるかについて、普通預金規定において定めを置くことは、最終的には、注意を尽くさなかったという判断を封じることはできないものの、その評価において途をつける機能があると思われる。(預金の払戻しについて、通帳と印影を確認して払い戻すという定めが、最終的には、民法 478 条の準占有者に対する弁済における過失の判断基準を低めるものではないとされつつも、具体的な注意内容を特定し、基本的に確認措置として何をすべきかの土台を作る役割を果たしたことが想起されよう。)

なお、909 条の 2 には、その後に遺産分割における調整が控えていることを考えると、(その氏名と連絡先について)知れている他の相続人に対し、払戻しがされたことを通知することが求められないかも問題になるように思われる。コスト的な問題もあり、開示請求に応じる必要はあるが、積極的に通知までは必要がないと考えてよいだろう。

6 法定の払い戻し範囲(909 条の 2)を超える「便宜払い」の可能性⁽²⁵⁾

909 条の 2 は、共同相続人間の公平の実現と、資金需要への迅速対応の必要の調整という

頁～74 頁。

(23) 堂蘭＝野口・前掲注(14) 71 頁。

(24) 書類から判明しなかった相続人があったために法定相続分の割合が異なっていた場合や複数の支店での同時並行処理の場合などが考えられるだろうか。

(25) このような「便宜払い」につき、沖野眞已「遺産分割前の預金契約(消費寄託部

観点から、法定の権利行使権能を認めたものであるから、そもそも、それを超える権能を普通預金契約において認めることは、相続人間の公平を害することになりかねず、可能であるのかも、問題となりうる。

しかし、909条の2の上限設定は、類型的・一律の上限設定であるため、それを超えて正当な資金需要への迅速対応に応えるべき場合も、個別には考える。例えば、預金額が小さく、3分の1(×法定相続分)では、葬式費用もまかなえないような場合や、被相続人の医療費や税金の支払を要するような場合である。

これらの場合は、原則として、共同相続人全員が同意をすれば権利行使ができ、また、できないときの遅延損害金の負担などは共同相続人間で処理すべき事項である。加えて、さらに、仮分割の仮処分も要件が緩和されその利用範囲が広がっている。そうだとすると、それ以外に、便宜払いの必要はないとも考えられる⁽²⁶⁾。

他方で、用途を限定し、かつ、その実現であることを確認する措置を設けて、対応することも考えられる。たとえば、葬式費用について、債権者の請求書の提示を求め、かつ、振込みの方法によって支払うとか、医療機関の請求書の提示を求め、かつ、振込みの方法によって支払うなどである。しかし、特定の債務を当該預金口座から弁済することの基礎づけは、909条の2が存在する分、難しいように思われる。

もう一方では、被相続人自身が、死後の事務処理として、費用支出(あるいは債務の履行)を委託する場合には、死後の事務処理として、共同相続人を拘束する形で、預金の払戻し(あるいは振込みの方法での払戻し)を基礎づけることができる。しかし、普通預金規定に上記(用途限定、支払方法限定、法定相続分による上限設定、さらには預金者からの委託文言)を定めることは、普通預金の利用や死亡に伴う承継のプランニングについての預金者の選択肢を狭めることにもなりかねないから、この点でも、このような設計を十分に正当化できるかは疑問なしとしない。そうだとすれば、システム設計上のコスト面の問題はあるものの、相続債務支払特約付き普通預金などの商品設計が考えられてよいように思われる⁽²⁷⁾。

分)：相続開始後遺産分割前の預金の払戻し」前掲注(3)金融法務研究会報告書(36)第4章・48頁以下、参照。

(26) 堂菌＝野口・前掲注(14)69頁。

(27) このほか、いわば商品設計として、法定の権利行使を超えた単独権利行使を、金融機関のリスクにおいて(事件事例については、保険等に対応するなど、リスクを吸収するための措置とともに、一定範囲で)、認めることも、考えられる。また、複数の口座ごとの権利行使の煩瑣さを避け、一回の権利行使で相当の額を得ることができるように、「おまとめ」口座のような対応(それを可能とする口座の用意)も考えられるかもしれない。